

## 改正概要説明書

国名： スイス

法令名： 商標法

改正情報： 2011年7月1日施行，2017年1月1日版

### 改正概要：

#### 1. 優先権証明書の扱いの変更

優先権証明書の提出につき，旧規定では出願人の義務であったが，連邦知的財産庁(庁)の提出要求の対象に変更して提出要件を緩和した(第9条(1))。

#### 2. 出願分割の請求方法の緩和

出願人が出願分割を請求する方法を文書に限定していたが，この限定を削除し，電子的請求も可能とした(第17a条(1))。

#### 3. 地理的標章の規定の追加

・ 商標登録対象に地理的標章を追加し，登録可能な原産地名称・地理的表示の根拠規定を明示した(第27a条)。

・ 登録を受けることができる主体，使用規則を提出すべき旨，何人も使用できる旨，その他の登録要件及び所有者による異議申立禁止，取消請求の条件等の適用除外についての規定を新設した(第27b条-第27e条，第30条(2)(e)，第31条(1-1)，第35条(d)(e))。

#### 4. 不使用取消の規定の新設

・ 商標の不使用取消請求について，何人も請求できる旨及び時期的要件の規定を設けた(第35a条)。

・ 不使用取消請求は，請求人の不使用立証が不十分な場合や商標権者の使用立証がないか不使用の正当な理由がない場合等には拒絶する旨及び立証が不使用取消請求の一部の場合是一部請求を認める等の規定を設けた(第35b条)。

#### 5. 原産地表示の規定の整備

原産地表示の禁止行為に，商号を使用した欺罔行為を追加し，付加表示がある場合等について規定を追加した(第47条)。

#### 6. 商品の原産地表示に関する規定の整備と追加

・ 商品の出所についての旧規定を変更し，所定の要件を具備する場合には原産地表示が正しいものとみなす旨の規定を設けた(第48条)。

・ 天然物，食品，工業製品その他の製品について原産地表示の認定要件を列挙して規定し，併せて例外も規定した(第48a条-第48d条)。

#### 7. サービスの原産地表示に関する規定の整備と追加

サービスの出所についての旧規定を整備し，サービスの原産地表示の認定要件について

規定し、併せて、広告での原産地表示についての規定を追加した(第 49 条, 第 49a 条)。

#### 8. 連邦参事会の権限の追加

原産地表示に関する連邦参事会の権限を拡充し、認定要件の厳格化権限を付与したほか、意見聴取対象に消費者団体を追加した(第 50 条)。

#### 9. 地理的表示の登録簿の規定の追加

連邦参事会は地理的表示の登録簿を設置する旨及び登録要件、登録による保護の態様についての規定を新設した(第 50a 条)。

#### 10. 原産地表示の使用の立証責任の規定の新設

原産地表示の利用者はその使用が正当である旨を立証すべき責任を有する旨の規定を新設した(第 51a 条)。

#### 11. 判決謄本の送付の規定の整備

終局判決のみならず仮処分決定等の謄本も庁に送付する旨、規定を整備した(第 54 条)。

#### 12. 原産地表示保護に関する訴えの原告適格の見直し

- ・原産地表示の保護についての訴えの原告として、庁と州が原告適格を有する場合について規定を追加した(第 56 条)。
- ・不正な原産地表示の保護について庁が私人と同様の権利を行使しうる旨の規定を追加した(第 64 条(3))。

#### 改正内容：

##### ・第 9 条

(1)において優先権証拠の扱いが変更された。

##### ・第 17a 条

(1)において、「文書による請求」が削除された。

##### ・第 27a 条—第 27e 条

地理的標章に関する新設条文である。

##### ・第 30 条

(2) (e) は新設項である。

##### ・第 31 条

(1-1) は新設項である。

##### ・第 35 条

(d), (e) は新設項である。

・ **第 35a 条—第 35c 条**

登録の取消に関する新設条文である。

・ **第 47 条**

(3) (c)において「商号」が追加された。  
(3-2), (3-3)は新設項である。

・ **第 48 条**

商品の原産地表示に関して明確化された。

・ **第 48a 条—第 48d 条, 第 49a 条, 第 50a 条**

原産地表示に関する新設条文である。

・ **第 49 条**

サービスの原産地表示に関して明確化された。

・ **第 50 条**

連邦参事会の権限に関し明確化された。

・ **第 50a 条及び第 51a 条**

新設条文である。

・ **第 54 条**

判決の通知に関して明確化された。

・ **第 56 条**

原産地表示の保護に関する訴訟の原告適格が明確化された。

・ **第 64 条**

(3)は新設項である。